自然公園等制度の変遷



自然公園制度の沿革

日然公園制長の汽車			
昭和6年	国立公園法制定 ● 美的見地による公園の指定、		特別地域内の物の集積、 指定動物の捕獲、
	大風景の保護開発(観光による地域振興)		指定区域への立入りを新たに規制
昭和9年~	● 瀬戸内海、雲仙、霧島 ● 阿寒、大雪山、日光、中部山岳、阿蘇		三位一体の改革に伴う 自然公園整備における国と 地方の役割分担の明確化
昭和11年	● 十和田、富士箱根、吉野熊野、大山	平成17年	■ 国立公園の直轄事業の拡充● 自然公園等整備費補助金の廃止
昭和24年	国立公園法改正		●自然環境整備交付金の創設
	特別保護地区制度、国立公園に準ずる地域(国定公園)制度の創設	T-2-105	外来生物への対応
昭和32年	自然公園法制定 ● 自然風景地の保護と利用	平成18年	◆特別保護地区における動植物の 放出を新たに規制
	●自然風泉地の保護と利用 ● 国立公園、国定公園、都道府県立 自然公園制度(指定主体の明確化)	平成19年	● 第三次生物多様性国家戦略
昭和40年	観光ブームを背景とした観光道路建設と、 それに伴う自然破壊が問題化	平成20年	生物多様性基本法の制定により、国家戦略を法定化
	自然公園における環境保全の 強化を図る法令の改正等	平成21年	生物多様性の確保の充実を図る改正 ●目的規定に保護と利用による「生物多様性
昭和45年	● 海中公園制度の創設、 清潔の保持、指定湖沼制度の創設		の確保」への寄与を追加 ● 海域公園地区制度の創設 ● 生態系維持回復事業制度の創設
昭和48年	● 普通地域の規制強化、ゴルフ場を公園事業から削除		●特別地域等における動植物の 放出等に係る規制の強化
昭和49年	特別地域の地種区分を規定自然保護憲章決定	平成22年	生物多様性国家戦略2010生物多様性条約第10回締約国会議開催
昭和50年	■ 国立公園内(普通地域を除く)における各種行為に関する審査指針策定	平成24年	自然環境整備交付金の廃止 (地域自主戦略交付金へ移行)生物多様性国家戦略2012-2020
平成2年	動植物に対する保護強化を図る改正 ● 動植物の殺傷及び損傷の制限、 車馬乗入れ規制の創設	平成25年	● 自然環境整備交付金の創設 (地域自主戦略交付金の廃止)
平成6年 平成7年	● 自然公園等事業の公共事業予算化● 生物多様性国家戦略	平成27年	● 自然環境整備交付金を活用した国立公園 整備事業の開始
一成1年		平成28年	■ 国立公園満喫プロジェクトの開始
平成12年	地方分権への対応 ■ 国立公園の許認可事務の直接執行化 (管理主体の明確化)	平成29年	■ 国立公園等施設利用環境整備事業の開始
	● 審査基準の法令化	平成30年	防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策の実施(~令和2年)
平成14年	生物多様性の確保を図る改正 ● 新・生物多様性国家戦略		● 国際観光旅客税の創設
一成14年	制・生物多様性国家戦略責務規定に「生物多様性の確保」を追加利用調整地区、風景地保護協定、 公園管理団体の創設	令和3年	防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の実施(~令和7年)
	ム国官注凹件が創設		